

送信日時:2006年08月21日(月) 16時22分46秒

[公開草案]

「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」

- 法人名 : 坂藤公認会計士事務所
 - 部 署 :
 - 役 職 : 公認会計士
 - 名 前 : 坂藤公彦(8002650)
 - 電話番号 : ██████████
 - メールアドレス : ██████████
-

■コメント:

今回の適用指針改正に関する事案に関連して改正前適用指針を含め、適用時期(458)を会社法との関係で明確化して欲しい

現行適用指針及び公開草案458において「会社法は、事業年度にかかわらず、企業結合日又は事業分離日が会社法施行日以後の企業結合又は事業分離について適用される」とあり、その取扱が後述されています。

一方、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、整備法)」第105条では、会社法施行日前に合併契約等が作成された合併等は「なお従前の例による」としてまず包括的に旧商法の規定によることが定められており、例外事項は別途整備法にて規定されています。

現行及び公開草案の適用時期の考え方によると、平成18年4月において「株主への対価を伴わない子会社と子会社の合併」契約を締結し、合併期日を会社法施行後とした場合、企業結合日(合併期日)が会社法施行後となるため、会社法が適用されるように読めます。

しかし、前述の整備法105条の規定はもとより、添付ファイルにある会社法・法務省令の立案担当者の著書「会社法施行前後の法律問題」での記述及び弁護士事務所の見解においては、「会社計算規則の組織再編行為に関する計算規定は平成18年5月1日以降に契約の締結等がされる組織再編行為に適用される」ということで統一されています。

したがって合併期日(企業結合日)が会社法施行日以降であっても合併契約が会社法施行日前になされた「株主への対価を伴わない子会社と子会社の合併(吸収合併)」の場合は、吸収合併消滅会社の株主資本相当額(正数)は、吸収合併存続会社の負ののれんとならずに株主資本を増加させることになると考えられています。

この点について今回の公開草案にて何らかの明示がなされると期待しておりましたが、公開草案における改正部分は改正適用指針の公表日から適用するとされて特段の明示はありませんでした。

整備法105条にしたがって会社法施行前に契約締結等のなされた合併等は相当数あると思われるので、適用時期等についてより詳細な記述を望みます。